（様式別記第２号）（第８条関係）

公共基準点等使用包括承認書

三重県土地家屋調査士会
会　長　　川　井　　一　浩　　様

令和８年３月６日に申請のありました名張市公共基準点等の使用について、名張市公共基準点等管理保全要綱第４条第２項及び第５項の規定により、下記のとおり包括承認します。

使用目的		地積測量図の作成のための測量
使用期間		令和８年　４月　１日から令和９年　３月　３１日まで （１年間）
測量地域		名張市域
使用する公共基準点等		名張市が管理する公共基準点等 （使用時点で公共基準点として取扱われている点に限る）
測量方法		GNSS測量、トータルステーションほか必要な精度の確保可能な測量方法による
業務機関	測量作成者 氏　名	包括承認申請を行った機関に属する者が公共基準点等を使用する場合は、公共基準点等使用報告書への記載をもって本欄の記載に代えることとする。

承認条件

１．別紙公共基準点使用条件を遵守すること。

２．別添の公共基準点等使用報告書を用いて関係公共基準点等の状況を報告すること。

名　用　第　４２８　号
令和　８　年　　３月　９日

名張市長　　北川　裕之
（　公　印　省　略　）

担当連絡先	名張市都市整備部用地対策室　TEL　０５９５（６３）７９５２

別紙

公共基準点等使用条件

1　公共基準点等の使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。

2　施設内の立入りは、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後５時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合は、それに従うこと。

3　作業者は、公共基準点等の使用時には使用承認書又はこれに変わるものを携帯すること。

4　使用に当たっては公共基準点等の取扱いに留意し、保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。

5　作業を行う場合は、安全対策に十分配慮すること。

6　公共基準点等本体及び立ち入る施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。

7　作業者は、公共基準点等及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに市長に連絡すること。

8　作業者は、公共基準点等の使用を完了したときは、公共基準点等使用報告書に次の書類を添付し、市長に提出すること。

（１）基準点現況報告書
（２）基準点測量精度管理表
（３）測量成果及び測量簿等